

特定非営利活動法人福祉の街美浜をつくる会  
理事長 由佐勝美様

千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課長

## 市民への説明の要請について

貴法人に関して、市民より下記1の情報提供がありました。

つきましては、下記2により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、千葉市まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み特定非営利活動法人自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び千葉市に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、千葉市のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

## 記

### 1 貴法人に係る情報の概要

- (1)貴法人の事務所と貴法人の顧問を務める布施市議会議員（以下、「市議会議員」という）の事務所が同住所・同連絡先となっており、貴法人において特定の市議会議員に関する政治・選挙活動が行われているのではないかとの情報提供があった。
- (2)貴法人名で説明会（千葉市の高齢者や障がい者の福祉計画について説明と福祉相談会のお知らせ）が開催されているが、市議会議員を講師として、複数の公民館及びコミュニティセンターを会場として開催されているため、政治・選挙活動が行われているのではないかとの情報提供があった。
- (3)(2)に記載の説明会のちらしが、周辺自治会に回覧・配布されているとの苦情が複数の自治会長からあった。

### 2 市民への説明

#### (1)説明していただきたい内容

- ア 貴法人の事務所と市議会議員の事務所の関係性及び機能の区分
- イ 貴法人が特定の市議会議員に関する政治・選挙活動を行っていないこと
- ウ 貴法人の事業・事務・経理等と市議会議員事務所の事業・事務・経理等とが区別されていること
- エ 公民館及びコミュニティセンターでは、特定の候補者の支持ができないことや政党の利害に絡むものはできないとされているところ、市議会議員の肩書を使用していることは誤解

を招いている原因の一つであり、講義内容において支持を仰ぐ内容や特定政党の利害に絡むものがなかったこと

オ 1 (3)に記載の説明会のちらしを回覧・配布するにあたり、自治会長・町内会長等の情報の入手方法

(2)説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を千葉市に対して送付し、市のホームページに掲載することによって代替することもできます。

- ・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・貴法人が説明会のちらしを配布した方法と同様の方法（回覧・配布）で、説明文書を公表する。

(3)説明の期限

平成27年3月20日(金)

(4)千葉市への書面報告期限

平成27年3月27日(金) 必着

3 問合せ及び提出先

千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課 市民協働推進班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話番号 043-245-5664

FAX 番号 043-245-5665

以 上